

周知事項 1

平成 28 年 6 月

指定介護機関（居宅介護支援・介護予防支援） 各位

那覇市福祉部

生活保護法の介護扶助（以下「介護扶助」という。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の介護支援給付（以下「介護支援給付」という。）の実施にあたり、次の事項について、周知しますのでご留意ください。

介護保険の被保険者以外の者にかかる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付等の優先活用について

被保護者のうち、介護保険の被保険者以外の者が介護サービスを利用する場合、福祉事務所の介護担当者等が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付等（以下「自立支援給付等」という。）について優先活用を検討するよう調整を行うことがあります。

介護扶助及び介護支援給付においては、介護保険の被保険者以外の者が介護サービスを利用する場合は、自立支援給付等の優先活用の検討が必要なサービス（以下「優先活用対象サービス」という。）については、行政側の事務処理基準である通知「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係について（平成 19 年 3 月 29 日付け社援保発第 0329004 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（関連資料 ）により給付調整及び優先活用が示されており、その内容を踏まえての調整依頼となっています。

また、指定介護機関である居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者への現物給付は、生活保護法第 34 条の 2 第 2 項の規定により、福祉事務所からの委託を受けての実施となります。（関連資料 ）上記規定に係る実際の事務処理手順については、

生活保護法による介護扶助運営要領について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号。厚生省社会・援護局長通知。以下「介護扶助運営要領」という。）の第 4 - 3 - (3) - ア及びウ（関連資料 下段）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護支援給付運営要領について（平成 20 年 3 月 31 日付け社援発第 0331010 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「介護支援給付運営要領」という。）の第 3 - 3 - (3) - ア及びウ（関連資料 と同じ記載なので省略）

に示されているところです。

また、関連資料 の通知の周知の徹底及び協力義務について、介護扶助運営要領及び介護支援給付運営要領には、指定介護機関及び介護支援専門員に対する記載が設けられています。

介護扶助運営要領の第1-2-(1)及び(6)(関連資料 上段)

介護支援給付運営要領の第1-2-(1)及び(6)(関連資料 と同じ内容なので省略)

上記の内容を整理すると、指定介護機関である居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者は、次の2点を業務として実施することになると考えられます。

- (1) 委託を受けて居宅介護支援計画又は介護予防支援計画を作成すること
- (2) 計画において介護扶助にて優先活用対象サービスを提供させる場合は、計画した優先活用対象サービスについては自立支援給付等が優先であることを踏まえ、適切な居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の作成のために当該サービスの自立支援給付等への移行手続きを、福祉事務所と連携して計画的にすすめること

つきましては、介護保険の被保険者以外の者に対する、優先活用対象サービスの介護扶助又は介護支援給付での給付の実施にあたっては、福祉事務所の介護担当者等と協力し、自立支援給付等への移行手続きについて、計画的にすすめていただきますようよろしくお願いいたします。